

2019年10月18日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について

原子力規制委員会における震源を特定せず策定する地震動に関する見直しに対する対応については、当社の審査状況を踏まえ、以下のように進めさせていただきたい。

1. 当社の審査状況

(1) 地震動審査について

当社の新規制基準適合性審査では、2017年9月1日第215回審査会合で基準地震動が確定し、2018年11月30日第250回審査会合（まとめ会合）において、地質・地盤・地震動に関する一通りの確認が済んだことから、2019年1月24日に事業変更許可申請書の補正を行っている。

(2) その他の審査について

残る主な課題は「耐津波設計」であり、それについても論点が絞られている状況となっている。

(3) 設工認申請について

上記(1)の事業変更許可申請書の補正を受け、2019年3月19日には設計及び工事の方法の変更認可申請書の補正を行っている。

2. 震源を特定せず策定する地震動検討の進め方

新たな「震源を特定せず策定する地震動」については、基準地震動の策定、施設の評価等に相応の期間を要することから、経過措置期間を設定して頂きつつ、現状の新規制基準適合性審査とは切り離し、以下のように進めさせていただきたい。

(1) 事業変更許可申請

新たな震源を特定せず策定する地震動の評価に3か月、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に6か月を要するものと考えられる。別紙に示す通り、事業変更許可申請が可能となる時期については基準^{※1}改正から9か月後となる見通しである。なお、事業変更許可申請の認可までの期間はこれに含めていない。

※1 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈および基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドをいう。以下同じ。

(2) 設工認申請および施設対応

設工認申請に当たっては、地震動確定後、建物の応答解析に約4か月、施設の耐震評価に約8か月を要するものと考えられる。地震動確定後、震源を特定せず策定する地震動に関連する部分の設工認の補正申請書の作成までに約1年となる見通しである。

また、地震動のレベルにより耐震補強工事等が必要となる場合には、これに要する期間は約1年となる見通しである。

(3) 現状の審査との関係

当社施設は、上述のように審査が進捗している状況にあることから、現状の審査とそれに引き続く各種申請および審査への対応を優先的に進め、新たな震源を特定せず策定する地震動に係る審査については、現状の事業変更許可及び設工認変更認可と切り離し、現状の審査が収束した後に、別途申請として進めることとさせていただきたい。

なお、これらの経過措置期間に係わらず、事業者として安全性向上に対して迅速かつ確実に実施していくことが重要と考えており、早期の対応を図ることとしたい。

以 上

リサイクル燃料貯蔵株式会社に対応するために必要な期間

○リサイクル燃料備蓄センター

▽審査ガイド等改正



地震動評価、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価

▽申請

▽許可（地震動確定）



施設評価

▽申請^{※1} ▽認可

施設対応（耐震準備工事、耐震補強工事）^{※2}

【内訳】

- ・地震動評価、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価：9ヶ月^{※3}（過去の実績等）
- ・施設評価：約1年（設工認の実績を鑑み、建物の応答解析に約4ヶ月、施設耐震評価に約8ヶ月）
- ・設工認対象工事：設工認認可後、約1年

※1 申請に必要な準備が整う時期

※2 必要に応じて実施

※3 地震動評価のみの場合は3ヶ月

【前提条件】

- ・地震動評価期間については、基準改正の内容により変動する。
- ・基準地震動の影響度合いにより工程は大きく変動する。
- ・耐震評価対象は、全設工認対象設備とする。